

屋久島町告示第 100 号

令和 2 年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算不認定に係る措置について

令和 2 年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 7 項の規定に基づき次のとおり報告したので公表する。

令和 4 年 6 月 15 日

屋久島町長 荒木 耕治



1 不認定となった日

令和3年12月7日

2 不認定となった理由

令和2年度本町発注の簡易水道施設整備事業において、一部工事が未竣工であったにも関わらず、工事請負代金を支出していたこと、業者へのペナルティや職員に対する対応等について意見が出され、令和3年第4回屋久島町議会定例会において、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に関する議案が不認定となった。

(1) 発生した事案の概要

令和2年度口永良部地区簡易水道施設整備事業は、本村地区の浄水場の整備、配水管の更新及び給水管等を施工する事業であり、当初総事業費260,200千円（国庫補助対象経費236,700千円、国庫補助額118,350千円）、工区を9工区とし、1工区から4工区は浄水場等に係る増補改良工事であり、5工区から9工区は配水管・給水管等に係る基幹改良工事であって、いずれの工期とも令和2年10月20日から令和3年3月19日（当初工期令和3年2月26日から変更）であった。

工事が未竣工であったにも関わらず代金を支出したことについては、請負業者からの早期に工事を完了するという報告を受け、また、予算の繰越手続きを行っていなかったため、出納閉鎖直前の5月28日を支払日に設定した。職員が年度当初の業務、新型コロナウイルス感染症等の事情により現地確認できないまま、支出に至った。

工期遅延は、一請負業者が他工区の下請けをするなど、自らの責任で工期内に自らの工区を完成できなかった。担当職員と早期の完成を約束していたが、結果9月完成となり工期を大幅に遅延した。その後、国県の指導により実施した実績報告書の再提出作業において、9工区中8工区で令和3年3月31日までに一部の工事が完了していないことが確認された。

(2) 本事案発生の原因

請負業者による工事請負契約の遅延による債務不履行が最も大きな要因であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における二次離島の特殊な状況下での工事執行で、工事請負業者と担当職員あるいは担当課と工事進捗状況などの情報の共有や連携が不足していた。

3 講じた措置

- (1) 令和4年3月1日に修正した実績報告書を国県へ提出した。
- (2) 令和4年3月16日付けで発出された令和2年度簡易水道等施設等整備費国庫補助金（離島振興事業費）交付決定一部取消通知書に基づき同月24日に、国庫補助金を返還した。返還額16,677,534円（うち加算金1,539,534円）
- (3) 本事案発生の状況及び原因を把握し、再発防止策を検討するため、屋久島町水道工事管理検討委員会（委員長：日高豊副町長以下委員7名）を設置し、令和4年2月22日から令和4年5月23日までの間に4回の委員会を開催し、次のとおり再発防止策をまとめた。

- ① 全職員に対し法令遵守徹底を指導するとともに、職員の資質を向上させ、再発防止に取り組む。

本事案を組織全体の課題と捉え、全ての職員それぞれが関係する法令や補助金要綱、特に会計事務を正しく理解し、適正な事務を執り行うよう指導し、再発防止に徹底して取り組む。また、業務の課題を職員間で共有できる体制を構築するため業務のマニュアル化・見える化について取り組む。

- ② 請負業者に工事打合せ簿や月報の適切な提出を求め、工事進捗状況を把握し、絶えず工期の確認を行う。

工事の進捗を把握するため、着手時と中間期に打ち合わせ会による相談体制の構築や工事打合せ簿の提出の徹底により、進捗状況等の共有を図る。

また、工事の進捗が計画を満たしていない場合などは、契約解除の行使の厳格化を図る。

- ③ 工事監督及び検査に関する規程を制定し、施工状況の監督・検査体制を確立する。

契約の適正な履行を確保するため、監督及び検査に関し必要な事項を定める。現在、検査員は建設課職員としており、縦割りではなく、横断して業務を確認する体制づくりを図り、建設課の管理のもと工事進捗、工事完成をダブルチェックすることが可能となっている。これにより、監督員及び現場担当者も緊張感を継続し業務に取り組む環境を整える。更に、工事の進捗を徹底して把握するため、必要に応じ中間検査を行う。

- ④ 余裕ある工期の設定に取り組む。

国が示す標準工期を踏まえながら、工事場所や工事内容を考慮した工期設定や、早期の工事発注に取り組むなど、十分な工期を確保するための取り組みを進める。

- ⑤ 建設業協会から会員業者へ社内検査の実施を促す。

町による完成検査の前に、請負業者が自社内検査を行うことで、確実な履行を確認し、円滑に完成検査を受検するよう、社内検査制度の周知を図る。

- ⑥ 電子納品の段階的な導入を検討する。

町と請負業者が、互いに正確な工事の完成状況を把握するとともに、打ち合わせ時の情報を広く共有するため、鹿児島県電子納品ガイドラインや先行自治体の事例を参考にシステム導入を推進する。

4 今後の対応

遅延請負業者及び担当課員等関係者の処分等の対応は、厳正かつ適切に対処するため今後の動向を踏まえ行う。